# 地域計画

策定年月日	令和7年3月28日				
更新年月日	( )				
目標年度	令和16年度				
市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)				
地域名 (地域内農業集落名)	黒土地区 (黒土 )				

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	4.1 ha				
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 4.1 ha					
② 田の面積	4.09 ha				
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.01 ha				
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0 ha					
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 3.5 ha					
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	1.5 ha				
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 0.9 ha					
(備考)引き受ける意向のあるすべての農地面積					

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
  - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
  - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
  - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
  - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
  - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

黒土地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的な農地の利用を図るためには、地区内外を問わず担い手の確保及び育成を行い、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稲生産を基本とし、山際の日照条件が悪い農地や狭小・不整形な農地については、野菜や大豆、小豆等の生産を進める。

また、持続的な農地の利用を図るため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針						
農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農用地は保全管理を行う区域とする。						
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標						
現状の集積率	14 %	将来の目標とする集積率	14	%		
2011111111111		111111111111111111111111111111111111111				
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標						
<b>東ルト周佐田松井と客にて担いエナトシに住宅 生めルナ回</b> フ						
農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を図る。						

# 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組					
担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。					
(2)農地中間管理機構の活用方法					
担い手の経営意向を踏まえて、必要に応じて農地バンクに貸し付けを行う。					
(3)基盤整備事業への取組					
地区内の農振農用地については、既に基盤整備済みであり、再整備の予定はない。水路改修工事等の必要が生じ					
た場合は補助事業を検討する。					
   (4)多様な経営体の確保・育成の取組					
地区内の担い手の確保はもとより、地区外からの参入者についても確保を進める。また、県・市・JA等関係機関と連					
携して定着を図る。					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組					
   農作業の一部をサービス事業者に農作業委託している。					
版作来の 即とり こ八事未省に版作未安配している。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)					
□ ①   ②   ②   ②   ②   ○   ②   ○   ○   ○   ○					
□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】					
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵の維持管理に努めるとともに、目撃情報や被害情報があった場合に					
は速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。					
⑦⑧多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域で農用地・水路・農道等の保全管理(共					
同活動)を進める。  ⑪持続可能な地域農業の実現に向け、地域内における各種団体の役割分担を再整備する。					
心が引化な心域辰未以大坑に凹い、心域内にあいる女性凹体の反剖力担で丹笠隅する。					

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

農業を担う者   展集を担う者		現状		10年後					
				(目標年度:令和 16 年度)					
(氏石·石柳)	経営作目等	経営面積	<b>刞</b> 傾	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認就		水稲、小豆	0.5 ha		水稲、小豆	0.5 ha	ha	Α	B,C,D,E,F
利用者		水稲	0.3 ha		水稲	0.3 ha	ha	В	A,C,D,E,F
利用者		自己保全	0.6 ha	ha	自己保全	0.6 ha	ha	С	A,B,D,E,F
利用者		飼料用作物他	0.6 ha		飼料用作物他	0.6 ha	ha	D	A,B,C,E,F
利用者		水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	E	A,B,C,D,F
利用者		自己保全	0.2 ha	ha	自己保全	0.2 ha	ha	F	A,B,C,D,E
利用者		自己保全	0.2 ha		自己保全	0.2 ha	ha	F	A,B,C,D,E
利用者		自己保全	0.2 ha	ha	自己保全	0.2 ha	ha	F	A,B,C,D,E
利用者		水稲	0.1 ha		水稲	0.1 ha	ha	F	A,B,C,D,E
利用者		自己保全	0.1 ha		自己保全	0.1 ha	ha	F	A,B,C,D,E
利用者		水稲	0.1 ha		水稲	0.1 ha	ha	F	A,B,C,D,E
利用者		自己保全	0.3 ha	ha	自己保全	0.3 ha	ha	F	A,B,C,D,E
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体	k	3.5 ha	0 ha		3.5 ha	0 ha	1 1 2 3 . 1 1	

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
  - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
  - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
  - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
  - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目
1		田植、収穫	水稲

### 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。